

第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政の全ての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていく必要があります。そのため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、**だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現**をめざします。

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ◇ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄な大気の実現されている
- ◇ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる豊かな水環境が実現されている
- ◇ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を達成するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・化学物質に市民実感も含めた、それぞれの項目について、きれいさや環境リスクの低減等に係る望ましい状態を示した上で、各項目の望ましい状態の実現に向けて取り組んでいくことが必要となります。

そのため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに目標を整理した上で各目標に成果指標を設定し、毎年達成状況を評価していくことで、目標の達成に向けた進行管理を行っていきます。

2 目標

環境基本計画に掲げる大気や水などの環境保全分野の目標を踏まえるとともに、第2章において整理した今後の課題を踏まえ、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の項目ごとに、めざす状況、目標及び成果指標を示します。

大気

大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法律や条例に基づく取組などにより大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値（環境基準）の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質（PM2.5）は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている状況にあるため、「二酸化窒素濃度の更なる低減」、「PM2.5濃度の更なる低減」、光化学スモッグ注意報発令0日に向けて「光化学オキシダント高濃度の低減」を主なものとして、各種取組を推進することで大気環境全体の負荷の低減をめざします。

- 【目標】**
- 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
 - PM2.5の環境基準の達成維持
 - 光化学スモッグ注意報発令0日
 - 光化学オキシダント高濃度の低減

[成果指標]

- ・二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）以下を達成した測定局の割合
令和2（2020）年度 現状 58.8 % ➤ 令和12（2030）年度 77.8 %
- ・PM2.5の環境基準を達成した測定局の割合
令和2（2020）年度 現状 100 % ➤ 令和12（2030）年度 100 %
- ・光化学スモッグ注意報の発令日数
令和2（2020）年度 現状 2 日 ➤ 令和12（2030）年度 0 日
- ・光化学オキシダント環境改善評価指標値
令和2（2020）年度 現状 0.0106 ppm ➤ 令和12（2030）年度 0.0103 ppm

光化学オキシダント環境改善評価指標値

本計画では、市独自の新たな成果指標として、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目した成果指標を設定します。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC））の環境濃度との関係性が強く、事業者や市民の原因物質削減の取組の効果が把握できる指標となっています。（詳細は巻末付属資料の付-15 参照）





水環境のめざす状況

水環境は、これまでの法律や条例に基づく監視・指導により大幅に改善し、河川の生物化学的酸素要求量（BOD）は全地点で環境基準値に適合し、海域の化学的酸素要求量（COD）は運河部で環境基準値に適合しています。しかし、近年、海域のCODは上昇傾向が見られるため、引き続き**環境基準値の適合をめざす**とともに、河川水質の更なる改善に向けた生活排水対策等の推進や、海域の水質改善に向けた汚濁原因の調査研究及び広域連携の取組を推進します。また、**水質と生息する水生生物の関係**を利用して、「きれいな水」の指標となる魚類の生息地点数から水質改善の程度を市民に知ってもらうことなど、水環境の構成要素である**水量、水質、水生生物、水辺地**を総合的に捉えた施策を関係機関と連携して推進し、より良い水環境をめざします。

【目標】 ● 河川の BOD 及び運河部の COD の環境基準値適合

● 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加

〔成果指標〕 ・ 河川の BOD 及び運河部の COD の環境基準値の適合地点の割合

令和 2 (2020) 年度 現状 100 % \searrow 令和 12 (2030) 年度 100 %

・ 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合

令和 2 (2020) 年度 現状 75 % \searrow 令和 12 (2030) 年度 100 %



化学物質対策のめざす状況

市内における化学物質の環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されていますが、近年、削減が鈍化傾向であり、また、取り扱っている化学物質の種類及び量が多いことから、今後も、**第一種指定化学物質の総排出量を増加させない**よう、排出量抑制に向けた取組の促進を図ります。また、化学物質による環境リスクの低減に向けて、**事業者による自主的な取組を促進**し、個々の化学物質の環境リスクを考慮した**適正管理に係る施策を推進**します。さらに、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた**環境・リスクコミュニケーション**に係る施策を推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。

【目標】 ● 市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

〔成果指標〕 PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量

令和元 (2019) 年度* 現状 965 t \searrow 令和 11 (2029) 年度 965 t 以下

*令和元年度の排出量は、令和 2 年に事業者から届出されたものを、国が集計し令和 3 年に公表



市民実感のめざす状況

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境については特段の関心も示していないことから、更なる環境負荷の低減を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民参加を促し、**環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上**を図ります。

【目標】 ● 大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

〔成果指標〕 市内の空気や川、海のきれいさの満足度（かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」）

平成 28～令和 2 (2016～2020) 年度 現状 52.9 %* \searrow 令和 8～12 (2026～2030) 年度 55.0 %

*「満足している」「まあ満足している」の合計の過去 5 年間の平均値

3 方向性及び視点

これまでに述べたことを踏まえて、安全かつ安心で快適に暮らせる大気や水などの環境をめざし、次の2つの方向性を基本として施策を推進します。

【2つの方向性】

安全で良好な環境を保全する

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境関連法、市条例に基づく規制を中心とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

安心で快適な環境を共に創る

市民など多様な主体と協働した環境配慮意識の向上に資する取組や事業者の自主的な取組の促進、環境への悪影響の未然防止につながる取組などを実施し、更なる環境負荷の低減や良好な環境に関する市民実感の向上を図るなど、市民や事業者と一体となって、安心で快適な環境づくりを進める。

また、取組を効果的に推進するためには、大気や水などの環境保全分野だけでなく、関連する分野との連携や本市の地域特性に留意した取組が重要となるため、次の2つの視点を踏まえた取組の推進を図ります。

《2つの視点》

複合的な環境施策の展開

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策等、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進する。

こうした取組を通じて、環境分野間の連携、社会・経済をはじめとする他分野との連携による複合的な環境施策の展開を図る。

地域の特性を踏まえた取組

本市は地域ごとに特徴があるため、地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報を効果的に発信する。

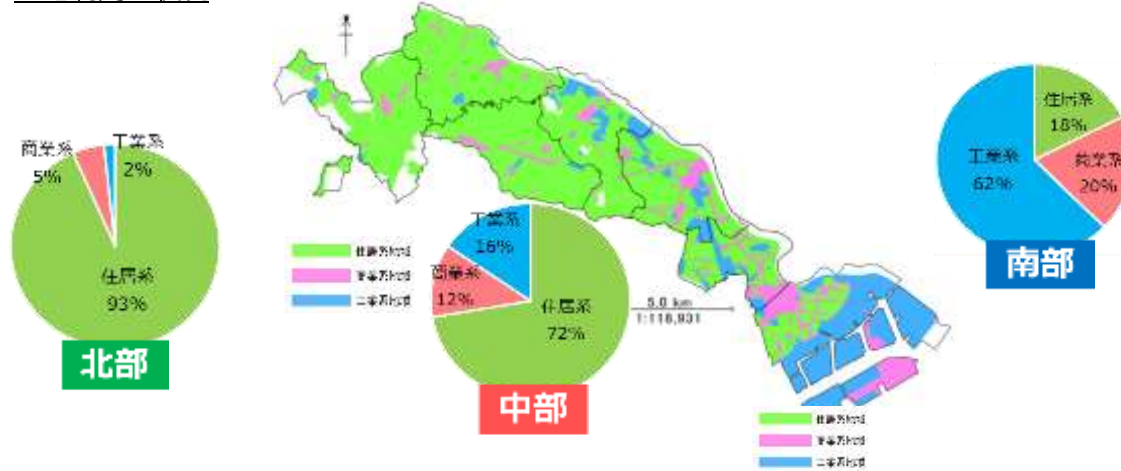
こうした取組を通じて環境配慮意識の向上や市民実感の向上を図る。

● 地域の特性について

本市は、政令指定都市の中では面積が一番小さい（一番大きい浜松市の10分の1以下）ですが、地域ごとに特性があります。

ここでは、土地利用の状況や河川・海域と水生生物の状況を比較しています。

○土地利用の状況



○河川・海域と水生生物



こうした特徴を踏まえて、本計画では、本市を南部（臨海部）、中部（内陸部）北部（丘陵部）の3つに分類しています。

P.60に「地域の特性を踏まえた取組」を掲載

